

氏名（本籍） 佐 藤 文 俊（神奈川県）

学位の種類 文 学 博 士

学位記番号 博 乙 第 3 2 2 号

学位授与年月日 昭 和 61 年 7 月 31 日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

審査研究科 歴史・人類学研究科

学位論文題目 明末農民反乱の研究

主査 筑波大学教授 文学博士 野 口 鐵 郎

副査 筑波大学教授 文学博士 長 瀬 守

副査 筑波大学助教授 安 藤 正 士

副査 筑波大学教授 三 石 喜 吉

論 文 の 要 旨

本論文は、第二次世界大戦後の日本における明清時代の社会経済史研究と農民運動研究が長江下流域やいわゆる江南の地に偏していることへの反省を踏まえて、華北におけるそれらの動態を探ることを目的とし、その主題として李自成・張献忠の反乱の背景となった諸反乱と王府の存在様相とを考究の対象としたものである。400字詰原稿用紙635枚にわたり、4章よりなり、すでにA5判320頁の単行本として、研文出版から昭和60年5月に出版されている。

明末華北の農民反乱は、典型的な流寇であるといわれた。筆者は、この流賊の再検討から論じはじめ、ある意味で流賊と共通の基盤をもちながらも在地に反乱した土賊の活動に及び、さらにこれらの反乱を醸成した面をもつ王府の存在とその内実へと視野を拡げる。

第一章は、「明末農民反乱の展開過程」である。その第一節では、一定の組織をもちながら郷里を離れて流寇した掌盤子といわれた反乱集団を照射し、その構成・行動の特徴を追いながら、互いに独立した各掌盤子の間に、崇禎14年以降従属関係が生まれ、やがて李自成の大順政権・張献忠の大西政権の2集団に二極化されていく過程を、詳細に明らかにした。崇禎14年にその転機を求めるのは、李自成の開封城攻撃という総力戦における李の掌盤子吸収の必要を評価するからであり、そのために生じた掌盤子の武装力の解体と再編にも筆は及ぶ。第二節では、第二章で十

分に考察される土賊と流寇との関係を知るための一例として、袁時中の反乱とその集団の特徴を探ろうとする。袁時中集団は、没落しつつある在地中小地主層による農村秩序の維持の方向をもっていたために、明朝や郷紳支配との対抗関係をもち得なかったことから、明軍に破れて流寇的性格を併有したために生じた李自成との連合も、階級性の曖昧さの故に結局は破れざるを得なかった、と論ずる。第三節は、流寇主義といわれる明末農民反乱のなかで政権構想を樹立した李自成集団について、従来等閑視されていたその地方政権を、襄京を例として分析する。その成立過程と官制の概要を踏まえた上で、襄京政権に参画した文武官員の出自・科挙合格の段階・就官期間などをたんねんに拾い上げ、民衆の支持をうけた紳士層の参加が、大順中央政権と同様に高かったことを明らかにする。一方、在地の大紳士・大土豪は、砦や堡寨を構築して反乱集団に対峙し、李自成が中央政権樹立のために陝西に移動すると、残された地方政権勢力は、かれらのために消滅に導かれた、という。

第二章「明末農民反乱期の在地反乱」は、李自成の乱とほぼ同時に、同一の地盤に展開した流動性をもたない反乱である土賊と奴変についての考察である。第一節で語られる土賊は、それが流賊の基盤であったこと、流賊の活発化は土賊の盛行をもたらしたこと、土賊は当該地域の生産関係から離脱せず、特権的大地主の土地所有を否定する賊麦地帯を創出したこと、旧来の郷村地主層は、自己の資金によって郷勇・義兵などを組織して郷村防衛を試みたこと、当該地域に存在する王府はそれ自身寄生地主であったために、土賊の破壊目標となったことなどが、大運河沿岸に基盤をもった李青山の乱を例として、巧緻な史料操作の上に詳述される。また、李青山は反乱を起こし、明朝に偽装投降し、再び反乱するという行動パターンをもったが、大すじとして明朝打倒と清軍への抵抗の一翼を担った、と論ずる。第二節では、河南光山県と湖広麻城県のふたつの奴変を、在地反乱の一例としてとりあげる。奴僕存在形態を一瞥したあと、明朝倒壊後の権力の空白期に生じたふたつの奴変が清初の康熙年代まで継続した理由として、明・清両朝が奴僕の解放を宣伝したこと、権力の末端に繋がる豪僕や胥吏が指導したこと、佃戸・雇工・自作農までそれに参加したことなどが明らかにされ、そのために清朝は、主僕秩序の再編に際して奴僕規定をせざるを得なかった、と考える。

第三章「明末社会と王府」は、この時期の農民反乱の盛行の背景として重要である王府の農民圧迫について論究する。華北・華中におかれた王府は、崇禎13年以降、反乱軍に次々と打倒されたが、それは、この地域独特の矛盾の表出であったとして、王府の大土地所有の問題、王府の徭役の問題、王府の内部事情を照射する。第一節は河南潞王府を題材として、その大土地所有形成の具体像をとりあげる。湘王府が在地の地主層の投献を誘発して、湖広に膨大な土地を集積した理由、私的刑罰権を行使してまでも王租の徴収が行なわれたことの民間への影響、そのための佃戸の反乱化による階級関係の混乱とその逃散による土地の荒廃、王荘の増大に伴う欠額補填のために行なわれた明朝による他所への転科派、王府権力に対する在地郷紳地主層の反応などが、具体的に論ぜられる。第二節は、民校を主題として王府内の謡役の過重の問題を追い、次のように

論ずる。民校とは、王府の侍衛と儀仗を掌る校尉のうち、国家の雜謠役体系内で民戸に科派された部分をいう。国家は民校を軍校に改める策をとったものの、王府は里甲役によらないで科派し得る民校を富戸・上等戸に負担させることによって、王府の富裕化をはかった。それは、民校の力役よりも雇人代役を前提とする銀納による王府収入の期待があったからである。このことは、一年一役の輪番制を骨子とする均謠方が実施されても、民校をその体系に編入することを大幅に遅延させる原因でもあった。第三節は、『魯府招』を分析することによって、そこに語られた魯王府の内紛を醸成した背景を探り、明朝の王府設置の矛盾に及ぼうとする部分である。明朝は、王府を地方機関の統制下に置いて土地と人民の直接支配を禁じ、食禄制による国家支給の原則をとったが、このことは王府全体を巨大な寄生集団化したとともに、王府に設けられた官衙と人員との間の確執を増大させたとして、魯王府に生じた内紛の原因を探る。その主因は、魯王府諸官衙における特権集団の形成と、それらと結びついた諸王の対立、およびそこに展開される利益の争奪であったと分析し、王府が明朝に対する義務さえも実質上果たさなくなる地域の特権的暴力集団化したことを明らかにする。そしてその故に、正官・校尉・家人・伴当として王府に寄生・投充する紳縉・民衆の増加を招き、国家財政を圧迫するとともに、地方社会を紊乱させた、と述べる。

第四章「明末農民反乱に関する研究動向」は、以上のような論述を生み出し、考察を進捗させた先行業績の学説史的整理である。第一節は日本におけるそれを、第二節は中国におけるそれをまとめるが、とくに中国における研究実態に多くのスペースが割かれ、併わせて研究方法上の問題点も指摘されている。

「おわりに」は、本論文の要約と将来にむけての課題を記す。課題は、農民反乱の研究に関するもの、王府研究の延長上にあるもの、民衆運動に関するもの、華北社会論の構築をめざすもの、に分けられ、それぞれ具体的に叙述される。

審 査 の 要 旨

本論文は、先行する研究実績と論争点の整理の上に立ちながら、必要不可欠な史実の発掘・究明と新しい方法論の導入に重点をおいたため、総合的な明末農民反乱像の提起には至っていない。しかし、従前においてその重要性が喧伝されたにも拘らず実証に乏しかった明末の華北・華中畑作地帯への社会史的・経済史的解析の試みは、そこに明らかにされたことがら華南水田地帯に関するそれとは大きく異なることを浮彫りにした点において、また、したがって同時期に華南に頻発した抗租・抗糧などとは異なった性格・形態の農民運動が生み出されたと考察する点において、本論文に対する評価を高からしめ得る。さらに、本論文は、華北における農民反乱の拡大と昂揚の背景を、単なる社会史的・経済史的側面からのみでなく、同じ地域に存在した王府の状況にも求めようとしてそれに成功した点にも、価値がある。とくに後者は従来等閑視されていたこ

とであるだけに、独創的な価値をもつ。王府における土地の集積過程、民力の吸収過程が明らかにされ、この現象と在地郷紳との関連、これらによってもたらされる直接生産者としての農民・奴僕層の動向が反乱へと収斂されていく過程の説明は、本論文の最も重要な指摘の一つであり、学界に貢献することが多大であると思われる。

ただし、本論文にも惜まれる点はある。例えば、土賊から流賊に変質した袁時中集団を扱った第一章第二節で、反乱の経過に伴う変質は、袁時中にどんな利益をもたらしたか、袁自身は変質に何を求めたのか、などの点における掘り下げに乏しく、同じく第三節で、李自成集団が在地の紳士・土豪をついに組織し得ず、かえって逆にかれらに圧殺されるに至った原因ないし背景について、その究明は必ずしも本論文のめざしたものではないにせよ、叙述のなかに触れられなければ十分ではない。これらの点は、反乱史研究に必須のスローガンの分析などを含めた思想的究明とともに、今後の研究の進歩に期待しなければならない。

総じて、本論文は明末の短い期間の華北という特定の地域で醸成された反乱状況が、当時のこの地域における諸矛盾を総合的に反映したものであったが故に明朝を打倒し得た、と考察し、その間の状況を実証的に究明した業績として、今後の学界に重要な一石を投じたものである、と評価し得る。

よって、著者は文学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。